

平成21年10月23日
大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室
室長 依田 紀彦
室長補佐 坂本 久美夫
(担当・内線) 衛生行政業務統計第一係(7511)
(電話代表) 03(5253)1111
(夜間直通) 03(3595)2958

平成20年度 保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例） 結果の概況

	目次	頁
衛生行政報告例の概要	-----	1
用語の定義	-----	1
結果の概要	-----	3
1 精神保健福祉関係		
(1) 精神障害者申請通報届出数、入院形態別患者数	-----	3
(2) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数（有効期限切れを除く。）	-----	4
(3) 精神保健福祉センターにおける相談	-----	4
2 栄養関係	-----	5
3 食品衛生関係	-----	6
4 生活衛生関係	-----	7
5 母体保護関係	-----	9
6 特定疾患（難病）関係		
(1) 特定疾患医療受給者証所持者数	-----	11
(2) 特定疾患登録者証所持者数	-----	12
7 薬事関係	-----	13
統計表一覧	-----	14

本概況に掲載しているものは、保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）の年度報・隔年報のうち、年度報についてまとめたものである。

平成20年度保健・衛生行政業務報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載されています。 URL（<http://www.mhlw.go.jp/>）

衛生行政報告例の概要

1 報告の目的

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市

3 報告の種類

年度報（46表）及び隔年報（11表）とする。

4 報告の事項

精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患（難病）関係、狂犬病予防関係

5 報告系統

厚生労働省 ————— 都道府県・指定都市・中核市

6 利用上の注意

(1) 年次推移のうち平成8年までは、暦年の数値である。

(2) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
減少数又は減少率	△
比率が微小(0.05未満)	0.0

(3) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) この概況の率の算出に用いた人口は、総務省統計局発表「平成20年10月1日現在推計人口（総人口）」である。

(単位：千人)

総数（男女）	127 692
年齢階級	女
総数（15～49歳）	27 421
15～19歳	3 003
15歳	580
16	590
17	591
18	609
19	633

年齢階級	女
20～24歳	3 455
25～29	3 738
30～34	4 430
35～39	4 750
40～44	4 170
45～49	3 875

用語の定義

1 精神保健福祉関係

(1) 申請通報届出

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第23条から第26条の3までの規定に基づき、一般・警察官等から、精神障害者又はその疑いのある者等について、もよりの保健所長を経て都道府県知事に申請・通報又は届出がなされることをいう。

(2) 措置入院

法第29条に基づき、2人以上の指定医が診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（自傷他害のおそれ）があることに一致した場合に、都道府県知事が国もしくは都道府県立の精神科病院又は指定病院に入院させることができる制度をいう。

(3) 医療保護入院

法第33条に基づき、指定医または特定医師（平成19年度から）が診察した結果、精神障害者であると診断され、入院の必要があると認められた者で保護者の同意がある場合に、精神科病院の管理者が患者本人の同意がなくても精神科病院に入院させることができる制度をいう。

(4) 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、精神障害者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態にあると認められた時に交付される手帳をいう。
「1級」とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度、「2級」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が困難な程度、「3級」とは、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度、をいう。

(5) 精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関であり、すべての都道府県・指定都市に設置されている。

2 栄養関係

(1) 特定給食施設

健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

(2) その他の給食施設

健康増進法第18条第1項第2号に規定する、特定かつ多数の者に対して継続的に供給する施設のうち、「特定給食施設」に該当しない施設をいう。

3 食品衛生関係

食品関係営業施設

食品衛生法に規定する施設であり、営業の許可を要する施設34種と、営業の許可を要しないが食品衛生法による監視又は指導の対象となる施設11種をいい、主な施設を計上している。

4 生活衛生関係

(1) 興行場

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸等を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

(2) 簡易宿所営業

宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備をもうけて行う営業（山小屋、ユースホステル、カプセルホテル等）をいう。

(3) 下宿営業

1月以上の期間を単位として宿泊させる営業をいう。

(4) 一般公衆浴場

当該公衆浴場の入浴料金が、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づく都道府県知事の統制を受け、かつ、当該施設の配置について都道府県の条例による規制の対象にされている施設をいう。

5 特定疾患（難病）関係

(1) 特定疾患医療受給者証

特定疾患治療研究事業の対象者（軽快者を除く。）として認定された者に交付される。

(2) 特定疾患登録者証

特定疾患治療研究事業（軽快者基準の対象である24疾患）の対象者で、軽快者として認定された者に交付される。

結果の概要

1 精神保健福祉関係

(1) 精神障害者申請通報届出数、入院形態別患者数

平成20年度の一般・警察官等からの申請・通報等「申請通報届出数」は16,113件で、前年度に比べ737件（4.8%）増加している。また、申請通報届出数のうち「診察を受けた者数」は8,024人で、前年度に比べ591人（8.0%）増加している。（表1）

平成20年度末現在の「措置入院患者数」は1,713人で、前年度に比べ61人（3.4%）減少している（表1、図1）。

平成20年度の「医療保護入院届出数」は184,345件で、前年度に比べ8,721件（5.0%）増加している（表1、図2）。

表1 精神障害者申請通報届出数、入院形態別患者数の年次推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	対前年度	
	(2004)	('05)	('06)	('07)	('08)	増減数	増減率(%)
申請通報届出数(件) (各年度)	13 690	13 687	15 451	15 376	16 113	737	4.8
うち診察を受けた者数(人) (各年度)	7 213	6 985	7 332	7 433	8 024	591	8.0
措置入院患者数(人) (各年度末現在)	2 222	2 000	1 770	1 774	1 713	△ 61	△ 3.4
人口10万対	1.7	1.6	1.4	1.4	1.3	0.0	△ 3.4
医療保護入院届出数(件) (各年度)	161 587	163 370	170 700	175 624	184 345	8 721	5.0
人口10万対	126.5	127.9	133.6	137.5	144.4	6.9	5.0

図1 措置入院患者数の年次推移

各年(度)末現在

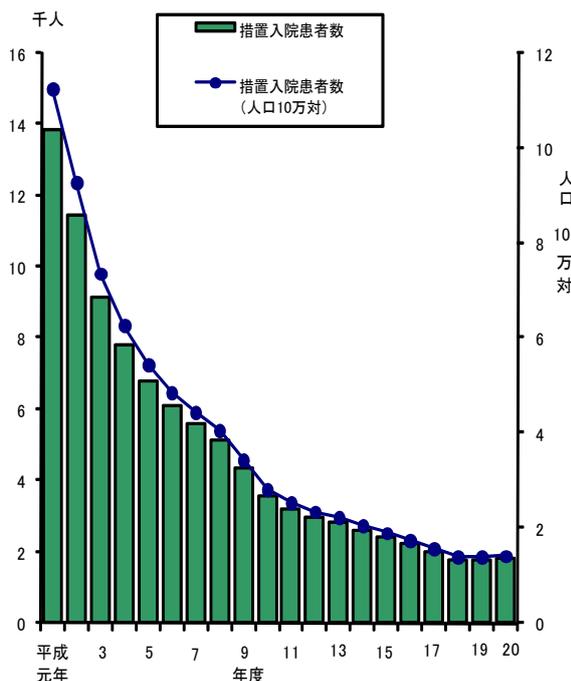
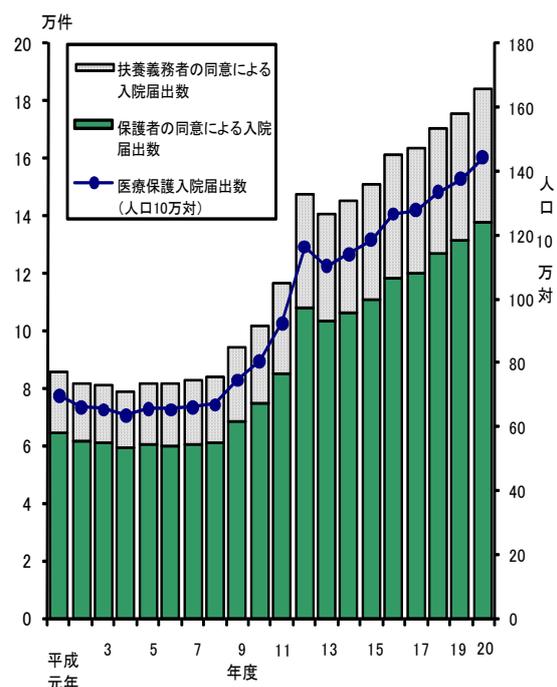


図2 医療保護入院届出数の年次推移

各年(度)



(2) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数（有効期限切れを除く。）

平成20年度末現在の精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数（有効期限切れを除く。）は482,905人で、前年度に比べ40,177人（9.1%）増加している（表2）。

表2 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数（有効期限切れを除く。）の年次推移
各年度末現在

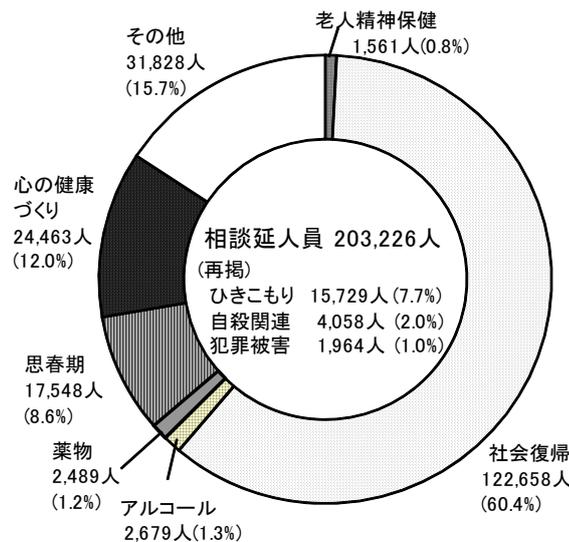
	精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数(有効期限切れを除く。)		1 級	2 級	3 級	
		人口10万対				
平成16年度 (2004)	335 064	262.4	66 485	203 521	65 058	
17年度 ('05)	382 499	299.4	71 960	233 313	77 226	
18年度 ('06)	404 883	316.9	73 810	248 102	82 971	
19年度 ('07)	442 728	346.5	78 957	270 924	92 847	
20年度 ('08)	482 905	378.2	84 074	298 042	100 789	
対前年度	増減数	40 177	31.7	5 117	27 118	7 942
	増減率(%)	9.1	9.1	6.5	10.0	8.6

(3) 精神保健福祉センターにおける相談

平成20年度の精神保健福祉センターにおける相談延人員は203,226人となっている。相談内容別にみると、「社会復帰」が122,658人（60.4%）と最も多く、次いで「心の健康づくり」24,463人（12.0%）となっている。

また、相談延人員のうち「(再掲) ひきこもり」は15,729人（7.7%）、「(再掲) 自殺関連」は4,058人（2.0%）、「(再掲) 犯罪被害」は1,964人（1.0%）となっている。（図3）

図3 精神保健福祉センターにおける相談内容別延人員
平成20年度



注：1) ここでいう「ひきこもり」とは、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。
2) ここでいう「自殺関連」とは、被相談者が相談内容について、自殺の危険、予告・通知、実行中、未遂、遺族等からの相談のいずれかに該当すると考えられるものをいう。

2 栄養関係

平成20年度末現在の「給食施設」は84,486施設となっており、そのうち「特定給食施設」は47,102施設 (55.8%) で、「その他の給食施設」は37,384施設 (44.2%) となっている (表3、図4)。

特定給食施設の「指定施設」は2,785施設 (3.3%) となっている (図4)。

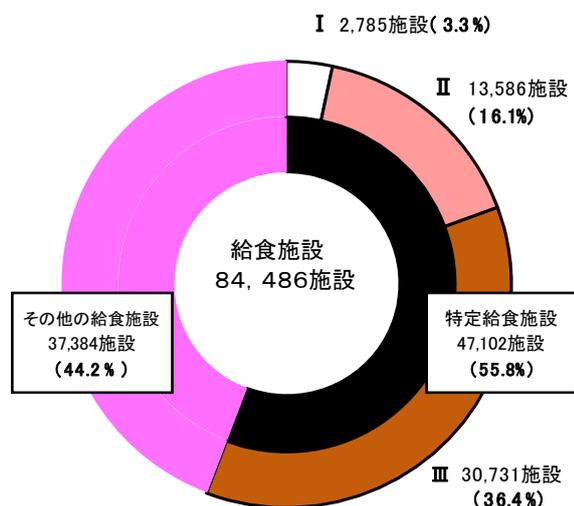
「特定給食施設」の種類別構成割合でみると、「学校」(34.5%) が最も多く、次いで「老人福祉・児童福祉・社会福祉・矯正施設」(31.1%)、「病院・介護老人保健施設」(17.5%) の順となっている (図5)。

表3 給食施設数の年次推移

各年度末現在

	給食施設	特定給食施設							その他の給食施設	
		指定施設	学校	病院・介護老人保健施設	老人福祉・児童福祉・社会福祉・矯正施設	事業所・寄宿舎	一般給食センター	その他		
平成16年度 (2004)	82,392	46,157	16,651	8,054	13,327	7,228	489	408	36,235	
17年度 ('05)	83,271	46,708	16,628	8,167	13,829	7,161	460	463	36,563	
18年度 ('06)	84,291	47,472	16,844	8,301	14,229	7,186	457	455	36,819	
19年度 ('07)	84,779	47,497	16,615	8,300	14,605	7,026	465	486	37,282	
20年度 ('08)	84,486	47,102	16,257	8,224	14,632	6,958	464	567	37,384	
対前年度	増減数	△ 293	△ 395	△ 358	△ 76	27	△ 68	△ 1	81	102
	増減率 (%)	△ 0.3	△ 0.8	△ 2.2	△ 0.9	0.2	△ 1.0	△ 0.2	16.7	0.3

図4 特定給食施設・その他の給食施設別施設数
平成20年度末現在



特定給食施設の3分類

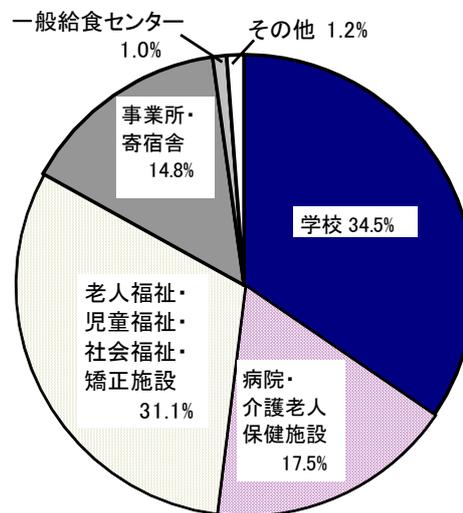
I 指定施設

II Iを除く、1回300食以上又は1日750食以上

III I、IIを除く、1回100食以上又は1日250食以上

注: 「指定施設」とは、医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの又はそれ以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するものうち、都道府県知事が指定している施設をいう。

図5 特定給食施設の種類別構成割合
平成20年度末現在



3 食品衛生関係

平成20年度末現在の「許可を要する食品関係営業施設」は2,581,898施設で、前年度に比べ29,124施設（1.1%）減少しており、「許可を要しない食品関係営業施設」は1,389,029施設で、前年度に比べ22,623施設（1.6%）減少している。

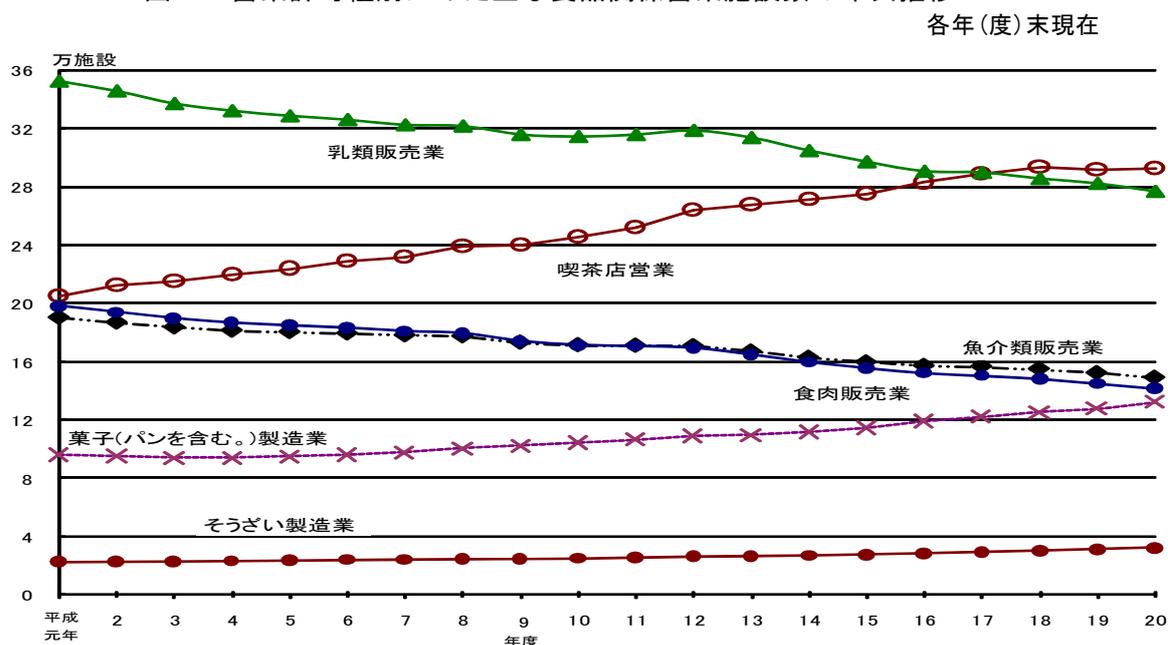
「許可を要する食品関係営業施設」の「飲食店営業」は1,457,371施設で、前年度に比べ21,847施設（1.5%）減少し、「乳類販売業」276,516施設、「食肉販売業」141,571施設なども年々減少している。

「菓子（パンを含む。）製造業」は132,451施設、「そうざい製造業」32,220施設で、ともに年々増加している。（表4、図6）

表4 主な食品関係営業施設数の年次推移

	16年度 (2004)	17年度 ('05)	18年度 ('06)	19年度 ('07)	20年度 ('08)	各年度末現在	
						対前年度 増減数	増減率 (%)
許可を要する食品関係営業施設	2 637 897	2 641 865	2 635 340	2 611 022	2 581 898	△ 29 124	△ 1.1
飲食店営業	1 506 751	1 503 459	1 496 480	1 479 218	1 457 371	△ 21 847	△ 1.5
（再掲）一般食堂・レストラン等	806 767	807 786	806 990	795 636	782 120	△ 13 516	△ 1.7
（再掲）仕出し屋・弁当屋	82 819	83 023	83 193	82 368	82 294	△ 74	△ 0.1
菓子（パンを含む。）製造業	119 221	122 460	125 454	128 178	132 451	4 273	3.3
魚介類販売業	157 233	156 709	155 011	152 308	149 089	△ 3 219	△ 2.1
喫茶店営業	282 853	289 088	293 402	291 587	292 889	1 302	0.4
乳類販売業	290 471	289 644	285 378	282 056	276 516	△ 5 540	△ 2.0
食肉販売業	152 317	150 397	148 324	144 981	141 571	△ 3 410	△ 2.4
豆腐製造業	13 452	13 026	12 500	11 839	11 184	△ 655	△ 5.5
めん類製造業	11 751	11 783	11 698	11 754	11 673	△ 81	△ 0.7
そうざい製造業	28 445	29 363	30 222	31 228	32 220	992	3.2
許可を要しない食品関係営業施設	1 457 358	1 444 018	1 419 331	1 411 652	1 389 029	△ 22 623	△ 1.6
そうざい販売業	178 467	176 392	173 352	170 322	167 413	△ 2 909	△ 1.7
菓子（パンを含む。）販売業	296 533	292 545	288 595	284 254	277 106	△ 7 148	△ 2.5

図6 営業許可種別にみた主な食品関係営業施設数の年次推移



4 生活衛生関係

平成20年度末現在の生活衛生関係施設についてみると、「常設の興行場」は4,959施設で、前年度に比べ28施設（0.6%）減少しており、このうち「映画館」は1,750施設で、前年度に比べ11施設（0.6%）減少している。

「旅館業」は84,411施設で、前年度に比べ1,155施設（1.3%）減少しており、このうち「ホテル営業」は9,603施設で、前年度に比べ161施設（1.7%）増加、「旅館営業」は50,846施設で、1,449施設（2.8%）減少している。

「公衆浴場」の「一般公衆浴場」は5,722施設で、前年度に比べ287施設（4.8%）減少している。

「理容所」は135,615施設で、前年度に比べ1,153施設（0.8%）減少し、「美容所」は221,394施設で、1,821施設（0.8%）増加している。

「クリーニング業」は137,097施設で、前年度に比べ4,093施設（2.9%）減少し、このうち「クリーニング所（取次所を除く。）」は38,165か所で1,467施設（3.7%）減少している。（表5、図7）

表5 生活衛生関係施設数の年次推移

各年度末現在

	平成16年度 (2004)	17年度 ('05)	18年度 ('06)	19年度 ('07)	20年度 ('08)	対前年度	
						増減数	増減率 (%)
常設の興行場	5 063	5 034	5 001	4 987	4 959	△ 28	△ 0.6
映画館	1 860	1 839	1 815	1 761	1 750	△ 11	△ 0.6
スポーツ施設	397	387	384	392	401	9	2.3
その他	2 806	2 808	2 802	2 834	2 808	△ 26	△ 0.9
旅館業	90 343	87 927	86 818	85 566	84 411	△ 1 155	△ 1.3
ホテル営業	8 811	8 990	9 180	9 442	9 603	161	1.7
旅館営業	58 003	55 567	54 107	52 295	50 846	△ 1 449	△ 2.8
簡易宿所営業	22 475	22 396	22 590	22 900	23 050	150	0.7
下宿営業	1 054	974	941	929	912	△ 17	△ 1.8
公衆浴場	27 074	27 674	28 753	28 792	28 523	△ 269	△ 0.9
一般公衆浴場	7 130	6 653	6 326	6 009	5 722	△ 287	△ 4.8
その他	19 944	21 021	22 427	22 783	22 801	18	0.1
理容所	139 548	138 855	137 292	136 768	135 615	△ 1 153	△ 0.8
美容所	213 313	215 719	217 769	219 573	221 394	1 821	0.8
クリーニング業	150 753	147 395	143 989	141 190	137 097	△ 4 093	△ 2.9
クリーニング所 （取次所を除く。）	42 664	41 998	40 638	39 632	38 165	△ 1 467	△ 3.7
取次所	108 089	105 134	103 061	101 191	98 586	△ 2 605	△ 2.6
無店舗取次店	...	263	290	367	346	△ 21	△ 5.7

図7 主な生活衛生関係施設数の年次推移

各年(度)末現在

